

鹿屋市やすらぎサロン事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市やすらぎサロン事業実施要綱（平成31年鹿屋市告示第59号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第5号様式中「印」を削る。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。